

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43866

113

113



113

2

同二	現状の問題矣	16
同三	要検討事項	21
同四	対米交渉試案	48
同五	主要疑問解答	61

外務省

秘 録
無 期 限
夕 部 の 内
ノ 号

追加ノ号

北米局長

別紙一	本件至幸ノ概要	3頁
記	標記ノ件ノ関シ、在記ノとおり、別紙ニシテ、 之ノ、御検討賜リニハ。	
	核持チ込ム「問題」トシテ	
	昭五六・六・二二	
	条約局 栗山	

外務省

別紙一 本件至事の概要

一、ライプツィ格宣言を契機として再燃したソソ中の「核持ち込み」問題の発端は、昭和三五年の新安保条約締結以降、条約が実施の途方に交差公文（ソソ中の「若山・マッカーサー」口頭了解を念む。）下り、ソソ系への核実験の持ち込みを不前協議の対象とするとの合意がなされたこと、持ち込み（ソソ系）の承認

の「インテリゲンチヤ」の具体的な意味はソソ日米間より明確な了解がなされた。善後、通過も「持ち込み」に含まれるとのソソ系の方の一方的解釈が、政府の国会答弁を通じて、具体的な定着して了解の結果、米側の解釈との間に喰フ違ひを生じたことである（注）。

（注）それらも、当初においては、核装備艦の領海通過とあるもの、無差通航とあるものは不前協議の対

象外とアリの政府の解釈に於ては、昭和四三
 年の政府統一見解（領海条約の国会審議に關
 連して示されたもの）に於て、核装備艦の領
 海通過は無害通航と認められたことの結果
 果、その論理的帰結として、ソレなる核装備艦
 の領海通過も亦前協議の対象との解釈とて
 なるを得るべきなり。昭和四九年の政府統一見解

二、又、この条約上の重要な解釈問題に關し、何故に日米
 は要し得ぬか。
 原因が安全保障条約の政府答弁にあることと
 して一層大なるものとし、これが問題発生の原因
 持ち込みに關する日米間の解釈上の喰ひ違
 による無害通航に關する政府見解の変更は、
 上記のとおり、右の解釈が確認されたに至る。この

5
 の交渉者も顧問もお互に「詰り」を行われぬが、
 は不明であるが、何れにせよ、その際における本件に至
 事と要約すれば次のとおりである。
 当初日本政府は、寄港、通過等については「トランジ
 ット」の「持ち込み」を含まれるべきと、
 答へ、マニラに
 頭了解「の一部として日米間を了解されてお
 り、(但し、右了解は不公表)、
 右の方の国会答弁は、右に
 外務省

6
 以上上下の便宜的なる点の説明と受け止め、
 (注)。
 (注) 今般のライシャワー発言も、
 当時の状況をよく示す。末
 側の認識に基づいての事である。
 (四) 以上、ライシャワー、
 ジョーンズ両駐日大使が
 当時の大平外務大臣等に対し、
 本件についての問題提
 起を行つたのは、
 日本政府が前記(イ)より考へて
 外務省

子とて全く知らずなり。

子

（四）日米間の了解の喰い違ひを判断し其時其の如何
に依り既知の少知方の条會答弁は定着して有りてあり、
之れを修正するに依り、少知方のとつて政治的の困難
より判断され、米政府として其の少知方の一方的解釈に
対し、表明するに其試みは之をなすこととされ也（注）。

（注）この少知、右に、米政府の立場を變へたことと

外務省

意味下りの少知はなつて、少知方が「米政府の
少知方の一方的解釈に同意して」るに依り
説明を行ふべきに米側の「沈黙」の前提と
なるべき要の留意するは要不ある。

三、因に本官は、在米大使館勤務時（昭和四年の三月
發言直好）に、外務省法律顧問部より某部員（以前
に在米米大使館勤務の経験を有し、本件を熟知して

外務省

了る者)「トランジット」なる前協議の対象外とする。日米
 間の了解を明確にするよう日米側交渉記録が存在
 を確認して欲しい旨の依頼をしたところである。(これ
 は、仮りの将来条件解決のため日米間に話し合つか
 行われる場合を以て、米側にも問題発生の一歩の責任
 があるところでは、その不実を以て取りさせておかない方が
 かつ、考慮の上よりある所である。) 日米間交渉

外務省

語の用とろろは、同人が認められた限りにおいては、本官不
 照会したより交渉記録は是等より本件は結局
 日米両政府間の純粹な「交渉」のよりを思ふべき
 得ないものとある。 右は、新交係条約締結交渉
 の米側責任者から「蓋山」マーカーに頭了解し、具体的
 意味を十分に知らず不明な説明を行つたことは、一
 つの日米側関係者の理解不足し記憶が正しである

外務省

程に裏付けの力と思われ。

四、新安保条約締結交渉時の如く、「トランジット」を不
前協議の対象外とする。軍事的必要性を明確に認め
た説明しなくては、米側の交渉がやり入りはたす
問題がある。然し、他方、少くも（外務省）が、

初歩的の軍事知識が欠如（注）あり、その米側の必要
性も気付かない。従って交渉の文と「海山、マーカーヤ」口頭了

13

外務省

11.

解し合意したりみるに、核装備の米洋艦船航

空機の「トランジット」を事実上禁ずる（不前協議あり

此は常の「ノー」という。）条会答弁を行へ、これに政府の

正式解釈として了ることは、厳しく反省するべくしては

ならぬ。

（注）「核兵器」の陸上配備された中、長距離ミサイル

も制限されることは、一九五〇年代の如く既に

14

外務省

12.

知り不実である。しるはる、新安保条約締結時におき、少知るの施設、区域に使用す。米軍艦船、航空機、核爆弾等、戦術核を裝備、積載して、可能性は容易に推測される。等不あつたと考へられる。

13.

別紙ニ 現状の問題矣
 一、今般のライナーを発売するは、昭和四九年のライナーを言（内容におき、ライナーを言と実質的差異はあり。）の場合と同様、時を至るは世論は沈静化し、事態は收拾されるや判断あり得る。然し、然らば、次の諸点を考慮すれば、現状維持が最善の策と考へられ、政府として、在件に關する新

及対応策を慎重ならず、眞剣に検討すべき状況に
 あると判断される。
 のラインヤワー発言の内容的イデオロギイは、ラロック発言に比
 し、遙ろ々大きかつたと思われ。これは元駐日大
 使（かつ有教の知日家）と一退役海軍少将とらに、
 発言の重味を全く異したと云へて、ラインヤワー発
 言の関連して、日米双方の多岐の関係者の発言が

外務省

報道された結果、「核の持ち込み」に賛同する日米両
 政府間の解釈の喰ひ違ひがあること、誰の目も
 明らかとなつてゐる。幸而の考へて、市民
 一般に相当の関心を抱かざるを得ない。さうする
 の状態を永続し得るべきと思われたい。
 (四) 市民一般の目するに、在任の閣員、日米両政府の何
 れか（場合によっては双方）が明らかとなつて「嘘をツクとい

外務省

として既にあり(注)、又、この意識が多数の市民の
 心理に定着する場合には、政府の外交に對する保
 険に不信を招き、ひそには日米安保條約に對する
 市民の信頼感を崩れて行く危険がある。
 (注)最近の新聞の世論調査によれば、回答者の
 八〇%が、非核三原則は守られておらず、核兵器
 の持ち込み(寄港、通過を含む)は必ずとらう

無
心

政府の説明を信じられてゐる。
 以上のトピクは、横須賀帰港の大不意をうけた
 上、世論の大勢が、ライシャワー発言を「眞実と考へた上
 へ、これをよむを得ないとして受け止めた」とい
 へると見られる。そしてこれは、市民を抱へて
 素直な疑問は、「このよる明白な不意をつくして何
 故政府は嘘をついて隠してはゐるのか」と

いりておられ、政府として政治一般の問題として、
 とも、市民のこころしに、つねに当然の疑問の何等かの
 形に答へる責任がある。

(一) 是般の社会の面を、持ちこたへる解釈として、
 米側と改め、詰り、必要にして、政府の立場を
 対して野党へ追及は、おとし、徹底しなすべく、
 「下手に政府を追いつくは、非核三原則を崩さるる

外務省

おそれがある。よ、認識が野党側に存在して、お
 下あると見られるが、野党が今後共々、認識を
 持ち続け、追及を控へるとの保証は、野党
 のこのよる不安定な態度に依存する政策は、本
 来的に危険と云ふべくしてはならぬ。

(例) 前記(一)のよる不情に於て、本件に關する、政府
 の立場を対しては、日米安保体制を積極的の支持

外務省

了。与憲や民社憲の疑念を有してあり、現状維持の立場より結核より七五の場合には、政府は遠く下、全く孤立して了り可能性が強い。
 (ハ) 米政府関係者(とくに軍当局)が本件の閣下了知より明白説明を強ひ不諒を抱いて了り、これは想像に難く、防犯問題全般に関連して、対日フラストレーションが引合を了り、この処理に了り、

米政府内閣及び衆議院の発言が公然と行われ、可能性は排除される。
 二、現状維持が早晚不可能となり、すなわち理論的又は今後の対応策として、次の三つの何れもを選択するよりない。
 ① 従来通り、少知より解釈を了り、米例と合意する。

(四)「トレンジット」は全面的に事前協定の対象外とする
 米政府の解釈を以て正式に受け入れる。
 (ハ)前記(イ)と(ロ)の中間に日米双方が受け入れ可能な
 新方式を見出さす。
 右の三つの選択肢のうち(イ)は極東その他地域にお
 ける米軍の核戦略に大きな制約を課することとなり
 米政府がこれに同意する可能性は絶無である。

外務省

米軍自身の安全保障という見地から、決して
 好ましくないものがある(注)。他方(ロ)は、以て
 之、現状におよばず、米内政に上到底受け入れられ
 ないものがある。結論として、何と云い、道を探
 索するは必要である。

(注)在官は、在米大使館勤務当時、若干の米務者、
 米防省の関係者(軍人を含む)と対し、精密講

外務省

導ミサイルのよる極々命中精度を高く通中
 兵器の用途、配備が違ふは、戦術核兵器のナリ
 フトは大幅に低下するものはなソクと質問しむ
 とある。(これはもしやうなれば、本件問題
 は、将来自然に解消する可能性があるうちはな
 ソクと考へて、やむを得ない。然しなれば、この質問
 に対す。先方の反応は否定的であつた。即ち

例之は、東海軍は即ちその、戦術核の使用に
 伴う全面核戦争へのエスカレーションの危険や極め
 て複雑な核兵器の管理など、以下種々不
 便を考慮すれば、通常艦船への戦術核の配
 備を再検討すべしとの意見はあるが、他方、精
 装誘導兵器がソクと発達して、対潜水艦攻撃
 兵器としての戦術核の有用性は尙分減少する

(一)潜水艦探知技術の進歩は自ずから限
 がある。と考えられたが、一節の通商艦船(と
 くは空母、攻撃型潜水艦)のごとく推測される。2
 つとは、戦術核の配備を中止する。ごとは、ごは、ごは、
 由らある。最近では、巡航ミサイル技術の進歩
 により、戦術核を、ごは、戦術核を、ごは、巡航ミサ
 イルの艦船配備の可能性を生じて来た。ごは、ごは、
 14

探知あり、精密誘導非核兵器が戦術核以外の
 核兵器のごとく潜水艦より見通しは、ごは、ごは、
 少くごは、ごは、ごは、ごは、ごは、ごは、
 15

別紙三 要検討事項

一、本件之別紙ニイニ、(四)従来ノ日米夫々ノ立場ノ
 中間ニ双方が受け入れ可能ニ新方式ヲ提出ス。
 (イ)録ニ解決しようとする場合、検討を要す。不
 理ハ次を以り也。

由米側ニ合意スルニ新ニ「了解」ヲ具体的内容
 ンル。

(四)右「了解」ニ「ソノ米側」ノ合意ハ、行政取極
 々処理し得るナ、サレテ、米会ノ承認ヲ要ス。不。
 (イ)ソノなる「イニ」ヲ捉えて対米交渉ニ行フ。不。
 (ニ)「イニ」ト「五」間説明ニ行フ。不。
 (由)年野意ニ対シ「根ヲ少シ」といつ、「イニ」ト行
 ンベマ。

二、新「了解」ヲ具体的内容ニ関しては、米会ノ「了解」的

要請とわが方の国内的な受容限度との接点を見出
 してこの観念を、次の諸案に基づき慎重に検討しな
 くてはならぬ。

(4) 核装備(積載)艦船、航空機、領海、領空通過
 などの近距離(1) 前前協定の対象外とする。(2) 不
 同の場合、艦船と航空機あり、(3) 戦略核システム(注
 と通常型艦船、航空機との間に区別を設ける(2) 。

4

(1) 設けようとする(その理由を)。
 (注) 弾道ミサイル潜水艦と戦略爆撃機
 (2) 「寄港」をどのように処理するか。 仮りに、一定範囲内を
 寄港としない前協定の対象外とする場合は、その
 ような「寄港」をどのように定義するか。 核装備(積載)
 航空機の「一時立ち寄り」はどのように扱うべきか。
 (3) 前記(2)に関連して、通常型寄港と緊急な場合

3

性に基づき「立ち寄り」として區別する事不。
 (二) かつ中子「平時」と「有事」の區別を設けるべき不。
 依り、不、了區別を設ける場合に於て「有事」として不
 定義する事不。
 (三) 万一、核兵器関連する事故が発生した場合の補償
 の責任及び処理手続については、地位協定とは別個の
 合意が必要不。

(四) 前協議制及び他の側面については、末側と詰めて
 必要ならざる(注)。
 (注) 例之、前協議の対象となる「配置」における
 「重要の変更」や「戦闘作戦行動」の如何は甚
 だしい、施設及び区域の使用上の具体的
 意味を以てし、従来ありし会合において、ある程度
 存在するとして問題とされざる事不ありして

か
70-70
1-10
K1
K1

38

前記の船舶の寄港(施設・区域限定)に
 場合を除き、前記の該船舶は、
 該船舶の検査等の使用を伴う活動に従事する。
 該船舶が検査等の領海通過または寄港に当
 り、検査等の検査等の「placement」
 の意味するものとする。

外務省

37

三、昭和四九年のラロウ発言直後の政府内部における本
 件解決の可能性の検討された際、外務省が作成し
 た対米交渉案の骨子は次のとおりである。

三、昭和四九年のラロウ発言直後の政府内部における本
 件解決の可能性の検討された際、外務省が作成し
 た対米交渉案の骨子は次のとおりである。

三、昭和四九年のラロウ発言直後の政府内部における本
 件解決の可能性の検討された際、外務省が作成し
 た対米交渉案の骨子は次のとおりである。

外務省

一ヶ月以内の期間に限る。
 (三) 検査積載機、領空通過及び着陸は認めない。
 (四) 降道にさいし潜水艦の領海通過及び寄港は認めない。
 (五) 前記(四)の艦艇に係る事故補償は、地位協定に規定ありし限りそのほか、外交を以て処理すべし。
 (六) 前記(四)の艦艇に係る事故補償は、地位協定に規定ありし限りそのほか、外交を以て処理すべし。

外務省

(七) これ以上現行地位協定第十八条の趣旨を
 確認し、そのほか、別個の創設的合意を
 与へず。
 (八) 新了解を行政取極して処理し得るべきもの
 については、予想される了解の内容を、条約第十八条の
 実施に關する交換公文(一)及び(二)地位協定の改正
 として形式として取り扱ふ、實際的として従来同様と

外務省

41

マーカーに頭了解として系内的に送附されて来た
 同交換公文の具体的意味を一部修正するもの
 あり限り、同交換公文と不可分の取極として系
 の承認を求めらるべきと考へられる。
 五、対東交換のタイミングについては、系連海洋法会議
 および新設系連海峡の通過レジームを念頭に系約
 採択された機会を利用するところ考へられる。然

外務省

11.

42

しむから、この場合については、次の二点に考へるべき
 あり。
 (1) レイカン政権が新海洋法条約草案再検討の立
 場を打ち出したことより、海洋法会議の早期終
 結の前途が立派になつた。
 (2) 通過問題と新海洋法条約との関連下処理
 すべきことより、条件のより重要な側面にある寄

外務省

12.

港問題は別途解決の必要あり以上、何れにせ
 ず、新了解の東内説明の難易度には、本質的
 には要わらざるを考へざるべしである。
 他方、既述問題全般につき、日米間の要困気が極
 めに厳しい状態の下に、東内説明の対日理解に必要
 とする、本件交渉を行ふことは、問題の解決に一層困
 難を及ぼすおそれあり、この意味をたいせいに

と慎重に選ぶべきである(注)。
 (注) 場合によっては、本件の際、東側の譲歩を
 促す必要あり、在日米軍の至費負担の減額、新
 しいオファーとのパッケージに交渉を行くべきを
 討つに値しよう。この場合、この場合、自然の
 ことである、東内説明は一段難しくなること
 遺憾なくしてはならない。



天系内説明振り下ろしては、基本的には次の方向で
 対応すべきであらう。そのためには、新「了解」の内容が
 これと矛盾しないものとする必要がある。
 4) 従来の「核持ち込み」に関する政府の解釈が誤つ
 ていたと本日撤回了解の喰つ違ひがあるとい趣
 旨の説明は、あくまでも「避けるべきである」。
 (2) 非核三原則そのものは、今後其堅持するべき基

外務省

本線と崩下へるべきではない。(一)と(二)と、
 「五原則」といつた表現は避けるべきである。
 (4) 前記(4)及び(5)と踏まえ、大筋の方向説明とし
 ては、「政府としては、非核三原則堅持の方針は変
 わりはないが、近年における北米の安全保障を以
 て、東欧環境の変化に伴い、日米安全保障体制の抑止力
 を維持するに努むれば、従来の「前協議」の運用基

外務省

理の一致を遂しねば要と判断すべし。この
 趣旨の如何なるに（詳細別紙五参照）。
 (二) 限られた範囲内では、核の持ち込みを許すこと
 は、それだけ少くも核戦争の巻き込まれ危険を
 増大させること、趣旨の反対論に對しては、あくまで
 多少の抑止力の維持を必要とすることを強調
 すべきである。

別紙四 対米交渉試案
 米政府との間を合意したるべき新了解の
 案として、別紙三の二、下列挙し、個々の基礎として
 し、一、この試案として、基本的な考え方を述べられ
 たいとお願いする。（注）
 (注) 本試案は、あくまでも「考案」であることと
 して、その如何なる、具体的な案文として、別途検討

すべしである。

一、通商艦船の無害通航の権利は、条約法に従って尊重される。この場合、核兵器の存在を認めないし、その東洋の政策を尊重し、東洋の通商艦船の領海通過の際には、核兵器装備（積載）の有無につき確認を求めようとする。但し、当然に核兵器を装備してゐると推定される軍艦（隻体

的又は弾道ミサイル潜水艦の領海通過は無害通航と認められず、その東洋の領海内への立ち入りは、下記の前協定の対象となる（注）。

（注）非核三原則を堅持するゆゑとして、その存在する軍艦であるが、当然に核兵器を装備してゐると判断される場合は、領海内への立ち入りと認めないという基本的立場を

あり、他方、通常艦船については、外部より核
 兵器装備(積載)の有無を確認する方法は
 多く、まず、これを確認し得るに終り、通常艦
 船の紙然たる領海通過を阻止するに、系
 際法上許される限り、その艦船については、
 無害通航権の行使としての領海通過を認
 めるより考へた方がよい。このように、核兵器

艦と通常艦船を区別するに、その前協議
 といつて運ぶ末例の了解を得れば、無害通
 航に關する昭和四年の政府統一見解と相互に
 得るものがある。
 二、東條海峡の通過(航空機の上空通過を含む)に
 關する新法レールの合意がなされた場
 合には、その東條海峡も当該レールに適用

された(注)。

6.

(注)この場合では、核装備(積載)の有無と関係なく、艦艇航空機の純然たる通過を認めると之の意味あり。(新レジーム成立迄の間は、少くも、本際海峡を以ては、領海幅員三カイリを維持す。)

三、前記二の場合を除き、核兵器を装備(積載)し

外務省

航空機の領空通過、着陸は認められず、その末単機の通過、着陸は、事前協議の対象となり(注)(注)東側は、その制約を設けられたこと、除くは、色を示すことと予想される。少くもこれには、艦の寄港、通過と異なり、単発的は要請を乞い、として反論するところあり、最終的は、例え

1. 給油目的等のため、短時間の施設区域

外務省

7.

(一)の着陸については例外とする(即ち核の存在を
 問わない。)と、この要協を考へておくは要あり
 ことと認められる。
 四、東洋の通常艦船の補給、休養、整備等の目的の
 ための寄港は、地位協定第五条の規定に従って認め
 られる。この場合、前記一と同様に、核兵器の存在
 を問わないこととする東洋の政策を尊重する。但

し、核兵器装備(核載)船舶の寄港は、施設区域に
 限られる。
 五、核兵器を装備(核載)した東洋艦船の出入(入
 の「配道」は、事前協定の対象となる。この場合、「配
 道」を、継続的のX日または年間を通じてY日
 を超えし期間の寄港という(注)。
 (注)本「配道」は、事前協定の対象とするのは、

これに「核の持ちこたみ」(即ち「装備」)における重
要な変更(1)と該当するものがある。その
とおり、「配置」における重要な変更」と考へら
れる。X日、Y日については、「ミッドウ
エー」の横須賀寄港のパーソンを念頭に置いて
例として、夫々三〇日、一八〇日としての数字が考へ
られよう。

天、山、水、の領域内を生じた核攻撃の連鎖を防止す
るため、損害については、地位協定第十八条の規定に
拘らず、米政府が無過失、無限責任を負う(注)。
(注)米政府の補償責任については、NATOにおき
て特別の取決まりが存在する。本協定を調査するに
要がある。米側を除く難色を示す場合も、
艦艇については、原潜寄港のケースと同様、地位

任の最終的の判断を以て示す必要は別途
 行ふ。

八、前記五、六述べた「配置」の意味に加之、
 前協
 談判中の他の側面を以て、示す必要は別途
 検査の要否あり。

協定に力が入らざる限り、外交は路上
 処理を以て首の確認の合意を止すも止
 むを得ないと思われ、核装備(積載)材の
 一時着陸を認め、場合により問題を残す。

七、非核三原則は、示す場合におよび堅持す(即
 ち、核の持ち込みを以て前協定を以て「ノー」
 といふ)が、示す必要は別途政府の責

別紙五 主要擬向擬答

別紙四の内容を前提とし、場合の新了解の
為に説明振りの擬向擬答の形式にて行ふこと
は、次のとおりである。

同一政府は従来から奇策、通過を念み、非核三原
則を不変として堅持する旨繰り返し約束して
おきながら、今般、突如として、これを覆え下内容
の合意を末政府との間に行つたことは、社会と国民
に対する重大な背信行為である。
答一、近年におけるソ連の核戦力増進の
顕著な増大と核兵器自研の発達に伴い、核の抑

止力を維持するに当り、従来以上の戦艦核力に
 ならず、その他の核兵器も含む総合的な米国の核
 戦力に依存しなくてはならぬ状態が実際のこ
 生じて来たこと認識される。

二、このより現状視の下におき、政府は、少くも安全
 保障の遠期を多之期するとい見地を、日米交渉
 体制の基本的目的である抑止力を十分の確保す

了に当り最善の方策につき熟慮を重ねた結果、
 核兵器の持ち込みの閣下より、前協議の運用基
 準の一部につき手直しをすることは必要ありと判断
 して米政府との間に話し合を行ひ、今後より了
 解の達しに努むる。

三、核兵器の持ち込み不作に於て持ち込ませざること非
 核三原則を今後堅持して行く政府の決

解は要するところでは、国民の理解を得られた
 ことを確信してよい。

6.

意は要するところは、然しるから、少くも
 障をめぐり、今日の厳しい国際環境の下では、
 今般の了解のより、継続的通過及び一定の範
 囲内での寄与のつとめ、核兵器の存在を明ら
 しくし、東米の政策を尊重するところより、十
 五抑止力の維持は必要である。政村は、
 少くも安全を促すための措置として、今般の了

5.

同二、核兵器の発達は最近の現象に任らく、米国の
 核戦略も多種多様な核兵器に依存し、その結
 果、従事する数々の米軍艦船、航空機が核兵器
 を積んでいってはいない。それより拘り不
 今この二、抑止力の確保のためには前協定の運用
 基準の手直しが必要である。政府の説明は
 詭弁に任せておく。

答一、米国の従事する多種多様な核兵器を保有
 してはいるが、そのとおりである。他方、近年は
 米国の核抑止力が、そのほかの強大な戦略核戦
 力に依存して来ている。然し、その近
 年、一連の核戦力、通常戦力の両面から、顕
 著な軍力強化を行ってきた結果として、米
 国として十分な核抑止力を維持するに十分な

70ヶ戦略核戦力の依存するのみならず、その
 他、核兵器そのものを総合的に核戦力に必要と
 するよりむしろ、最近における核兵器の一種の
 飛躍がより一層抑止戦略を可能とする状況に
 あり、してきてゐると認識される。
 二、政府としては、このような状況の下におき、従来の
 条約前協定の運用基準を、東京条約に過度な制約を

課するところであり、交渉条約の効果的運用を期し
 難いところ、判断を、今後その一部を修正して行
 うことについて、東政府と合意しないうかがある。

向三、米軍の核装備の実態が従来より何等変化を
 して居るものか、拘り不令なるを、寄港、通過の場合
 には核の持ち込みを認めようとするかは、要するに
 ラインワー発言より、トランスワーカーに譲り解
 真相が明かすに去らぬ、その点に於ては、政府
 の産能の説明が不足なくあり、正確を合せよう
 と、いふわけのことはある。

答一、今般、政府が核兵器の持ち込みを禁ずるに
 前協定の運用基準の一部として、平直して行
 うとして、近年における、少くも、安全保障を
 めぐる系際環境の下に、日米安全保障体制の存在を
 抑止力を確保するに努め、継続の日、通過及び一
 定の範囲内での寄港については、核兵器の存在を
 認めず、しつと、米軍の政策を尊重するものとす

この間に新なる了解を合意したのである。

これは要するに判断して下さる。
二、岩山、マッカーサーに頭を解した内容については、従来
その政府答弁を聞いており、政府として如何
了解の基つき、その態様を核実部が持ちこた
る前協議の対象とするには、今日の状況から
その果敢に過大な制約を課するとは、如何に
条約の効果的運用を期し難いことを考慮し、東政府

向也、政府は「持ち込み」の解釈を緩和し、「寄港、
 通過」を認めようとするわけには、東京の過大の制約
 を課すこと、とするが、東京の核戦艦は、何の
 最近の如く、変山、その中を以て、核積載艦の
 寄港、通過の軍事的必要性は従来より存在し、
 したがって、東洋艦がその道に核を積んで終寄
 港、通過を行へ、安保条約違反を深り返して

外務省

したがって、明記である。政府が、その東京の条約
 違反を放置して来たところから、今般これに
 追認する、あるいは内容の合意とする、は重大の問
 題となる。

答一、「登山、マナー、口頭了解」は、従来より政府
 の方針であり、したがって艦隊の核兵器の持ち込みの
 事前協議の対象としており、政府は過去より

外務省

不前協試が行われ、以上の奇蹟、通過を食
 り、少知系への核受器の持ち込は、不_レ知と為
 之とす。
 二、然し、不_レ知_レ既_レ述_レべ_レる_レ近年_レおけ_レる_レ少知
 系_レ安全_レ保障_レを_レめ_レぐる_レ系_レ際_レ環境_レの_レ下_レにお_レけ_レは、
 従来の不前協試の運用基準を_レより_レ現今_レ好_レ共
 維持して_レいく_レべき、日米_レ安全_レ保_レ護_レ制_レの_レ基_レ本_レ的_レ的_レ下

外務省

14

あ、十分_レの_レ抑_レ止_レ力_レの_レ確_レ保_レを_レめ_レぐる_レは_レ最_レ善_レの_レ道_レは_レ
 否_レとい_レる_レ判断_レを_レ立て、政府は_レ今_レ般_レ米_レ政府_レとの_レ向
 不_レ前_レ協_レ試_レの_レ運_レ用_レ基_レ準_レの_レ一_レ部_レを_レ了_レす_レ手_レ直_レし_レて
 行_レう_レこと_レを_レ合_レ意_レし_レる_レが_レ下_レある。し_レら_レお_レて、_レ不_レ知_レ
 過去_レにお_レけ_レる_レ米_レ系_レの_レ条_レ約_レ違_レ反_レの_レ追_レ認_レを_レあ_レげ_レる_レ
 指摘_レは_レ當_レら_レん_レが_レい_レ。

外務省

18

四五、核装備艦の領海通過に關する昭和三年及
 昭和四年の政統一見解は撤回するが、
 答一、昭和三年の政統一見解は「ボラリス認水艦
 その他類似の常時核装備を有する外軍艦の
 領海への通航は無害通航と認められ、
 一、これに許可しなす権利を有する。」といふこと
 あり、この政統の見解の要旨は、
 一、これに

外務省

今般の米政府との了解は、
 一、当然に核装備を装備してと推定される
 米軍艦の領海通過は、前協定の対象となす
 ことと明確に合意された。
 二、前、米系以外の第三系との間には、日米間の不
 前協定の相当する制約は存在しない、前述の
 一、米系との立場に基づき、同種類第三系軍艦の

外務省

一、領海通過の認めないことは当然である。
 三、ところで従来、政府としては、核兵器の持ち込み
 との関連が、その中、核兵器の持ち込みと通過中船
 船との間に何等の区別も設けておらず、しなだてて、
 政府は、昭和四三年以来、その間に艦船であるが、核
 兵器を積載してつた、その領海通過は「核兵器
 の持ち込み」に該当し、その前協定の対象となること

外務省

の立場をとって来たのである。(昭和四九年の統一見解不在の立場を確認しなうとあることは、従来より政府答弁のとおりである。) 然しなお、
 前記述べたとおり、今般、政府は、昨今の厳しさを際環境の下に、日米安保体制による十分な抑止力の確保は、十分な安全保障の遺
 源なきと期するとの見地なく、通過中船の核兵器

外務省

海通過の都合については、検査等が存否を明し
 2-1-2-1の案が政策を要するところ、2-1-2-2
 案、今の少くも、通常船舶については、検査等の
 有無との関係なく、無害通航を認めようとする
 ところである。

同大、通過の制限を設けた、少くも検査の
 持ち込みを許せば、却て少くも外部からの攻撃
 の危険がさらすところ、少くも安全を損う
 ところである。
 従、日本安保体制は、あくまでも、少くも対する攻撃
 を抑止するもの、存在するもの、今般の
 二副協定の運用基準の一部を直し、その見地

不安係条約の効果的運用を確保してゆかぬの
 安全と遺漏なきを期すべしと行ふべきである。
 しむべく、これより却つてゆかぬと対する攻撃
 の危険を増すとの議論は、政府として、とりまいて
 べからぬ。

外務省

同七、系前協定の運用基礎たる後述するところより、
 従事核を積んでいふ「ミッドウェー」
 等の米軍艦が、今後は公然と核を積んで寄港
 するところより、米系「核の傘」が強化されること
 により、政府の考えが不
 安な核兵器の持ち込みを促すこと、系前協定の
 運用基礎の一部として手直しを行ふこと、しむ

外務省

27
 のは、通過及び是の範囲内下の寄港を以ては、
 検査等の存在を明しなすべしとの米軍の政策
 と尊重するとの主張があること、その結
 果、少くも寄港中の米軍艦の装備がどのよ
 うに変わったかについては、政府は一切承知して
 ない。政府としては、今般の了解を以て、事前協議
 制が米軍の過大の制約を課すこと、ならぬ

28
 いよいよ措置するところ、日米安保条約制の十分な
 抑止力を確保するに、最も効果的と考へてい
 るが、他方、現行の検査等の装備した米軍艦が
 寄港中の米軍の寄港しては、必要があるとは、不
 十分である。

向ハ、寄港通過ノ事ハ核ヲ持ち込みヲ認め、
 之ヲ米系ノ核戦略上ニ要スル判断ハ誰カシニ
 クス。今般ノ取前協議ノ運用基準ノ手直し
 ハ、米系ノ要求ニ由リケル。それヲ、米系ノ求
 メニシテ、勿ルカキ申シ出スルナ。

答 今般ノ取前協議ノ運用基準ノ一部手直しハ、
 全く政府ノ判断ト発議ト由リケルナリ、米系

外務省

府ノ要求ト認トスルケルハ、認メ出スルナリ。
 又、政府ハ、厳シク實際環境ウチニ於テ、少知亦ノ
 安全保障ノ遺漏ニ及ビテ期ナリト見地アリ、且
 米系保体制ノ基本目的ニ於テ抑止力ニ十分ニ確
 保ナリト見、最善ノ対策ヲ以テ熟慮ヲ重ルルニ
 結果、米政府ト話し合フ事ヲ行フことヲ決意シ、米
 例ト同様ノ認識ヲ有シテシテ、新ニ以テ了

外務省

解の内容を十分合意に達しなされた。

向九今般の対策を解は、非核三原則を以て示し、
 放棄して、将来は、全面的に核を持つべきことを認め
 ようとの政府の意向を露呈しなされた。
 政府は、事前協議の対象となる核を持つべきこと
 については、平時、有るに拘わらず、十分な場合
 において拒否する、と確言した。

答 政府は、非核三原則を今後堅持して行く決意

不巧、今般米政府との間に新に合意され、
 運用基準に従って、少くも入りの核となる持込に
 かつ、不前協議がある場合、これに拒否す
 ること、政府の方針を要するは、
 今般米政府との交渉、最終的には、
 責任の所在を諸君の判断に委ねることは当然であ
 ること、
 他方、よりよくなる態を招くこと、
 外務省

33

絶対的、
 了る、
 外務省

34